

調布市都市美化の推進に関する条例を改正しました

道路、河川、公園などの  
公共の場所で

ハトなどの野鳥に

エサをあげては  
いけません



フンや羽毛による  
悪臭や感染症の  
原因となるおそれ  
があります！！

令和8年  
4月施行

### 条例改正のポイント

市内の公共の場所(道路、河川、公園等)でハトなどの野鳥への餌やりを禁止します。

エサやりはハトにも人にも害になる恐れがあります

お問い合わせ

調布市環境部環境政策課

☎042-481-7087

✉ kanky@city.chofu.lg.jp